



平成 26 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社**エイチワン**
 代表者名 代表取締役社長 金 田 敦
 (JASDAQ・コード 5989)
 問合せ先 取締役管理本部長
 太田 清文
 (TEL 048-643-0010)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 25 日に開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即して、事業目的の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加及び変更を行うものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得ることができるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
 なお、変更案第 29 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります(下線部は変更箇所)。

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
1. 自動車部品の製造販売	1. 自動車部品、 <u>自動二輪車部品およびその他の輸送用機器部品</u> の製造販売
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
(新 設)	<u>3. 鋳鋼品の製造販売</u>
<u>3. ~13.</u> (条文省略)	<u>4. ~14.</u> (現行どおり)
第 3 条~第 28 条 (条文省略)	第 3 条~第 28 条 (現行どおり)
(新 設)	(取締役の責任免除)
	<u>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によつて、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>
	<u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、法令の定める限度まで、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第30条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によつて、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、法令の定める限度まで、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第38条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第47条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 25 日 (水)

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 26 年 6 月 25 日 (水)

以上